

## 上峰町ポータルサイトへの広告掲載の取扱いに関する要綱

令和6年3月27日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、上峰町が管理するポータルサイト（以下「町ポータルサイト」という。）に掲載する民間企業等の広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告」とは、町ポータルサイトに掲載することができる旨の承認を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載内容等)

第3条 広告は、町ポータルサイトとしての公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとするとともに、町が提供する情報と誤認されることがないように明確に区別して掲載することとし、1者1枠とし、位置及び枠数は、町ポータルサイトのトップページに10枠とする。

(規制対象の業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。広告の掲載中において当該各号のいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種又は事業者
- (2) 消費者金融に関する業種又は事業者
- (3) たばこに関する業種又は事業者
- (4) 法令に定めのない医療類似行為に関する業種又は事業者
- (5) 国及び地方公共団体から指名停止等の不利益処分を受けている事業者
- (6) 各種法令に違反している業種又は事業者
- (7) その他町ポータルサイトに広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

(掲載基準)

第5条 広告又は広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載することができない。広告の掲載中において当該各号のいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。

- (1) 法令、規則等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 社会的な主義主張や個人の氏名を掲載するもの

- (6) 第三者を中傷し、又は排斥するもの
  - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
  - (8) 消費者の利益の確保及び公正な競争を妨げるおそれのある次のいずれかの表現を含むもの
    - ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる不当表示（合理的な根拠を示すことができない場合は、不当表示とみなす。）
    - イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示
    - ウ 著しく射幸心をあおる表現
  - (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
    - ア 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現
    - イ ギャンブル等を肯定するもの
    - ウ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
  - (10) 町が推奨していると誤解を与えるおそれのあるもの
  - (11) その他広告として表示することが適当でないと認められるもの
- 2 前項各号に掲げる事項を調査するため、町は必要に応じて広告主に資料の提供を求めることができる。

(広告の種類、規格等)

第6条 広告の種類は、バナー広告とする。

- 2 広告の規格は、原則として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横200ピクセル
  - (2) 形式 JPG、GIF又はPNG（アニメーションは不可）
  - (3) データ容量 50KB以下
- 3 広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、当該各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。
- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの
  - (2) 実際には機能しないもの
    - (例) 入力できるように見えるテキストボックス
    - 下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー 等
  - (3) 閲覧者が町に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
    - (例) 「職員採用情報」等、町ポータルサイトのコンテンツの一部であるかのような表現
  - (4) その他広告の表現として適当でないと町が認めるもの

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1か月単位とし、複数月

の広告掲載の申込みがあった場合には、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、その翌日とする。

（広告掲載の募集方法）

第8条 広告の募集は、町が行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第9条 広告の掲載を希望する者は、上峰町ポータルサイト広告掲載申込書（様式第1号）により、広告の掲載を町に申し込むものとする。

（広告掲載の優先順位）

第10条 町は、地域性及び公共性の高い広告掲載を優先させるものとする。

（広告掲載の決定）

第11条 町長は、前条第5項の審査結果報告を受けて、掲載の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に対し、上峰町ポータルサイト広告掲載可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告主は、広告原稿を第5条及び第6条の規定に準じて作成し、町が指定した日までに、町が指定した場所に提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担する。

3 町は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第5条及び第6条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載の時期）

第13条 町は、前条第1項の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の午後5時までに掲載するものとする。

2 町は、前項の規定により掲載した原稿を、原則として要綱第7条第3項に規定する広告掲載終了日の午後5時までに削除するものとする。

（広告主の責任等）

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載料）

第15条 広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、1枠当たり月額12,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

2 広告主は、町が定める手続に従い、町に広告掲載料を広告掲載前に支払うものとする。  
(広告掲載の取消し)

第16条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されない場合
- (2) 第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合

2 町は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、広告掲載取消決定通知書(様式第3号)により、広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により町に申し出なければならない。

(広告不掲載時の取扱い)

第18条 町は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数が1か月単位につき15日未満の場合は広告主との契約月額を半額を、掲載しなかった日数が1か月単位につき15日以上の場合は広告主との契約月額の全額を返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、町ポータルサイトの運営を一時停止した場合は、返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が3日を越える場合は、同項の規定に準じて算出した額を返還する。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前2項の規定により還付する金額には、利子を付さないものとする。

(広告の変更)

第19条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合には、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、町にあらかじめ協議するものとし、第12条第1項及び第2項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第12条第3項の規定を準用するものとする。

(リンク先の変更)

第20条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとする場合には、変更しようとする日から起算して10日前までに町に届け出るものとする。

2 町は、前項の届出があった場合は、直ちに第4条及び第5条の規定に準じて審査を行

うとともに、リンク先の変更の可否について決定しなければならない。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第22条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第23条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、佐賀地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。